第38回 国家戦略特別区域会議

渋谷区 提出資料

— Shibuya Startup Support —



### 外国人創業活動支援の更なる拡大

課題

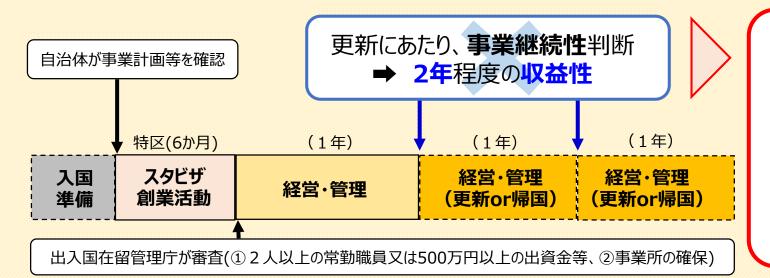
経営・管理ビザの更新時に<mark>2年</mark>という短期間の<mark>収益性のみ</mark>で判断するのは、スタートアップの実態に合っていない。

現状・ ニーズ

- 創業後<u>2年以内で黒字化</u>に至るスタートアップ企業は<u>4分の1以下。</u>
- 黒字化しなければならないため、ハイリスク・ハイリターンな 革新的なビジネスモデルができない。

#### 新規提案

◎経営・管理ビザの更新時、収益性判断を最大5年程度にするとともに、収益以外の柔軟な判断基準を新設 (適切な在留管理を担保するため、(仮)スタートアップコンソーシアムの活用により管理体制を強化)



#### 【事業継続性判断の要件見直し】

- →収益性判断を最大5年程度
- →収益以外の売上高や業績、投資評価 額など審査基準の新設・柔軟化
- →審査や在留管理に「スタートアップコンソーシアム(仮)」を活用し、管理体制を強化



日本国内で海外からの起業家やスタートアップ創業人材が活動を継続しやすい環境を整備



# 銀行口座開設における居住ステータス付与

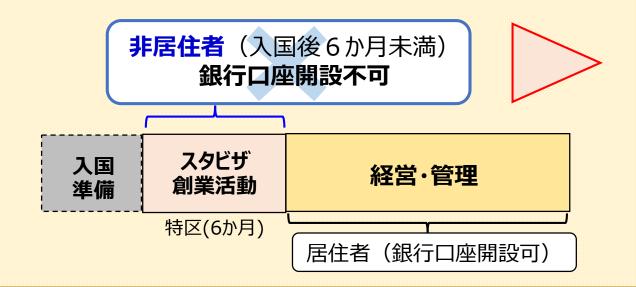
課題 入国後6か月間は非居住者扱いとなり、取引制限の無い銀行口座開設ができず、迅速な営業活動が困難

現状・ ニーズ

- ●「非居住者円預金口座」では、口座引き落としが利用できない、海外送金が制限されるなどの制約有り。
- ●1年間の就労ビザを持っていたが、<br/>
  入国して6ヶ月未満であるため、<br/>
  口座開設できない<br/>と言われた。

#### 新規提案

◎ 入国時に経営・管理ビザへの更新要件や事業継続性要件を充足する見込みが高いと認められる場合には、「みなし居住者」として口座開設可能な居住ステータスを付与



#### 「みなし居住者」として銀行口座開設可能

- →スタートアップに係る滞在者につき、創業開始だけでなく、更新時において要件充足する見込みが高いと判断される場合、通算で6か月以上の「みなし居住者」とする。
- ※第三者審査として、スタートアップ・コンソーシアム(仮)を活用



銀行口座開設により迅速な創業・営業活動が可能となり、起業家・スタートアップ創業人材の活動を後押し



# 高度外国人材の更なる受入れ促進

課題

現在の学歴中心のポイント制度の下では、有能な投資家や技術者等の外国人材が流入しづらい。

現状・ ニーズ

- ●米国では、70%のエンジニアが独学で学んでおり、トップエンジニアの3割近くが大学を卒業していない。
- ●「<u>高度人材</u>を誘致・維持する魅力度ランキング」において、日本は**25位**に位置している。

### 新規提案

◎多様な人材を呼び込むための新たな観点として、<br/>
ビジネス上の実績など、学歴に捉われない<br/>
評価指標を新設





海外から多様な高度人材を受け入れる仕組を構築し、世界の人材獲得競争において日本の優位性が向上